

社会的養護の下に育つ子どもたちへの専門的ケアのあり方について(東京都児童福祉審議会提言)

第1章 東京都における社会的養護の現状

1 虐待を受けた子どもの増加に伴う新たなケアニーズの顕在化

- 都内の児童相談所虐待相談対応件数は3,307件(平成19年度)平成2年度の約25倍。区市町村の虐待相談件数は東京都を上回っている。(平成19年度4,895件)
- 児童養護施設には虐待を受けた子どもが50%以上入所、発達障害や知的障害を持つ子どもたちの入所も増加
- 被虐待体験による施設入所の子どもの情緒・行動上の問題は早期の段階での適切なケアが必要
- 症状や状態像だけに着目するのではなく、問題行動に至った要因・背景を含めた総合的なケースマネジメントが必要

2 東京都が直面している緊急課題

- (1) 家庭的養護の課題
東京都の社会的養護全体に占める家庭的養護の割合は、約24%に止まっている。
- (2) 子どものニーズに対応していないケア体制の現状
虐待を受けた子どもに加え、発達障害や知的障害を併せ持つ重篤なケアニーズを抱える子どもが増加しており、集団生活を基本とした児童養護施設での養育が極めて難しい状況
- (3) 家族支援の必要性の高まり
虐待のあった家庭の状況は、生活・養育上の課題を複数併せ持っている
- (4) ケアニーズに対応した人材育成の必要性
虐待の増加、家族支援の必要性の高まりなどにより、施設職員の人材育成が求められている。

第2章 今日の社会的養護に求められる支援の基本方向

1 社会的養護に求められる養育の基本的な考え方

- 子どもは、未来を支える社会の「宝」
- 子どもの育ちの基本である「家庭」の中で、子どもは大人との愛着関係や信頼関係を築き、社会に必要とされる一員であることを認識し、自立した大人になる
- 社会的養護を必要とする子どもたちであっても家庭に近い養育環境が必要

2 社会的養護における支援の基本方向

- (1) 安全で安心できる家庭的な養育環境の提供
- (2) 早期のケア
- (3) 治療的養育の提供
- (4) 家庭の養育機能の回復と子どもの自立を見据えた支援
- (5) 子どもの生活を支える援助者のスキルアップ

第3章 東京都における社会的養護のあり方(提言)

1 家庭的養育環境におけるきめ細かなケアの提供

- 乳児期における養育家庭委託の積極的推進
- グループホーム設置促進に伴う人材育成

2 虐待を受けた子どもへの治療的ケア体制の充実・強化

- 児童養護施設の治療的養育機能の強化
 - ・専門機能強化型児童養護施設の設置拡大
 - ・外部からのスーパーバイザーの活用
 - ・小規模グループケアの設置拡大
- 新たな治療的ケア施設の検討
 - ・虐待等により特に重いケアニーズを抱える子どもたちの問題を重篤化させないために早期の段階から「生活支援部門」「教育部門」「心理部門」の連携による一貫性と連続性のある「治療的ケア」を提供
- 精神医学的アセスメント機能の強化
 - ・児童相談所における精神医学的アセスメント機能の強化

3 親・保護者への支援の充実

- 家族も含めたケースマネジメントの充実・強化
- 家族への治療・教育的援助プログラムの展開

4 多様なケアニーズに対応できる人材の確保・育成

- 今日の社会的養護を担う人材養成の検討
児童養護施設で働く保育士・児童指導員等を目指す学生を対象とした、児童養護施設の実態に合う実践力を身に付けるための人材育成カリキュラムの研究・開発
- 施設内外における効果的な研修の実施
職種・職層や経験年数に応じた、多様な機関・施設での体験型研修を盛り込んだ研修カリキュラムの研究・開発